

ても、注文の確認ができないものは受け取らないようにしましょう。

②代金引換郵便などで商品が届いた場合は、支払い前に注文の有無を確認するなど十分注意します。

商品が届いたら

①商品が届いた日から14日間（商品の引き取りを業者に要請した場合は、その日から7日間）を経過すれば、その商品は自由に処分して構わないことになります。ただし、保管期間中に商品を使用してしまうと購入の承諾とみなされるので注意しましょう。

②中には送りつけ商法とは断定できないケースもあります。心配な時は、送り先の業者に確認しましよう。不安なことがありましたら、次の相談窓口までご相談下さい。

消費生活に関する相談窓口

産業課 商工観光係

愛媛県消費生活センター
☎ 089・925・3700

年金相談の時間延長と休日相談のご案内

町民課 内線216

社会保険事務所では、次のと

おり年金相談時間の延長及び休日における年金相談を実施しています。平日や昼間に相談できない方は、是非ご利用ください。

毎週月曜日の時間延長の年金相談

毎週月曜日は、午後7時まで時間を延長して、年金相談を実施しています。

※月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

休日開庁による年金相談

毎月第2土曜日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。

平日に来訪できない方は「休日開庁による年金相談」を是非ご利用ください。

開庁時間 9時30分～4時

※通常の平日の相談時間は、8時30分～17時15分です。

年金相談の時間予約受付

年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受け付けています。

あらかじめ、相談希望日の前日までに、ご都合のよい日・時間電話等により社会保険事務所までお申込みください。

連絡先

宇和島社会保険事務所（宇和島市天神4-1-43）

☎ 22-55569

11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方

翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間にその年初めて国民年金保険料の納付があつた方

国民年金保険料控除証明書の発行について

町民課 内線216

国民年金保険料領収証書は大切に

国民年金保険料の納め忘れ等の申告において全額が「社会保険料控除」の対象となつております。この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要があります。国民年金保険料等に記載されない場合があります。この場合、領収証書ににより納付が遅れますと、証明書に記載されない場合があります。この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要があります。国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

控除を受ける際には、保険料を納付することを証明する書類（証明書または領収証書）を申告書に添付することが所得税法で義務付けられています。

このため、保険料を納付した旨を証明する書類が必要となることから、社会保険庁では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ様式）を、

問い合わせ先

IP電話（ひかり電話等）

03・6700・1130

専用ダイヤル設置期間

平成21年11月2日～

平成22年3月13日

※平日及び土曜日
11月上旬または翌年2月にお送りすることにしています。